

情報セキュリティ基本方針

中央大学通信教育部学生会横浜支部（以下、「当支部」とします。）は、信頼関係により成立する支部活動を正常かつ円滑に推進する上で、情報セキュリティの確保が最重要課題の一つであると考えます。

そこで、当支部は、支部活動を通じて収集される情報全般（個人情報を含みます。）及び当該情報が流通する情報システム（以下、「情報資産」とします。）を包括的に保護する指針として、当支部の情報セキュリティ基本方針を策定し、情報資産の機密性・安全性・可用性の確保を図るものとします。

（目標）

第1条 当支部は、情報資産の機密性・安全性・可用性を維持し、支部活動を正常かつ円滑に推進することにより、ステークホルダの負託に応え、以て当支部の継続性の確保を図ることを目標とします。

（基本方針）

第2条 当支部は、前条の目標を達成するための基本方針を、次の各号の通り定めます。

- (1). 当支部は、情報資産を保護するため、人的・技術的・物理的対策を適切に講じます。
- (2). 当支部は、情報セキュリティに関する法令等、及び学則・ガイドライン等を遵守します。
- (3). 当支部は、情報資産の運用に関わる者に対し、必要となる教育・訓練等を実施します。
- (4). 当支部は、情報セキュリティ事故防止のため、必要となる措置を講じます。
- (5). 当支部は、情報資産に関わる事件・事故が生じた場合、直ちに是正し、再発防止に努めます。
- (6). 当支部は、情報セキュリティ関連諸規程を確実に実行すると共に、継続的改善に努めます。
- (7). 当支部は、情報資産に関わる不正については、規約・内規等に従い厳正な処分を行います。

（体制）

第3条 当支部は、理事会において事務局長を主担当として情報セキュリティ管理を行います。

2 当支部の理事会は、前条各号の基本方針に基づき、内規として、情報セキュリティ対策基準・情報セキュリティ実施手順を定め、これに付帯する必要な措置を講じるものとします。

3 当支部の理事会は、情報資産に関する一切の問合せを受け付け、処理するものとします。

（個人情報に関する特則）

第4条 当支部は、支部活動の目的の範囲内に限り、個人情報を取得・利用します。個人情報の取扱いにおいては、事務局長を個人情報管理責任者とし、利用目的を逸脱した利用や利用目的の範囲を超えた利用が行われないよう、管理体制の整備及び安全管理措置を講じます。

2 当支部は、厳正な個人情報の管理を行います。個人情報の提供者による承諾がある場合、又は規約・内規・法令等に基づく場合を除き、第三者に対する開示・提供は行いません。

平成 22 年 1 月 2 日 制定
平成 23 年 1 月 2 日 改定
平成 24 年 1 月 9 日 改定
平成 25 年 2 月 1 日 改定